

託送供給等約款以外の供給条件

(料金についての特別措置)

令和 2 年 5 月 13 日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

20200512 資第1号
認可
令和2年5月13日

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウィルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウィルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々3ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年6月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年8月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年4月24日付け20200423資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。